
1. 計画の概要

1.1. 計画の背景・目的

本市では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化再生法」という。）に基づき、平成31年3月に「陸前高田市地域公共交通網形成計画」を策定し、新たな中心市街地の再生、高台部への居住推進などの様々な復興事業と連動して、まちの復旧・復興を支える市民の足となる地域公共交通を構築してきました。

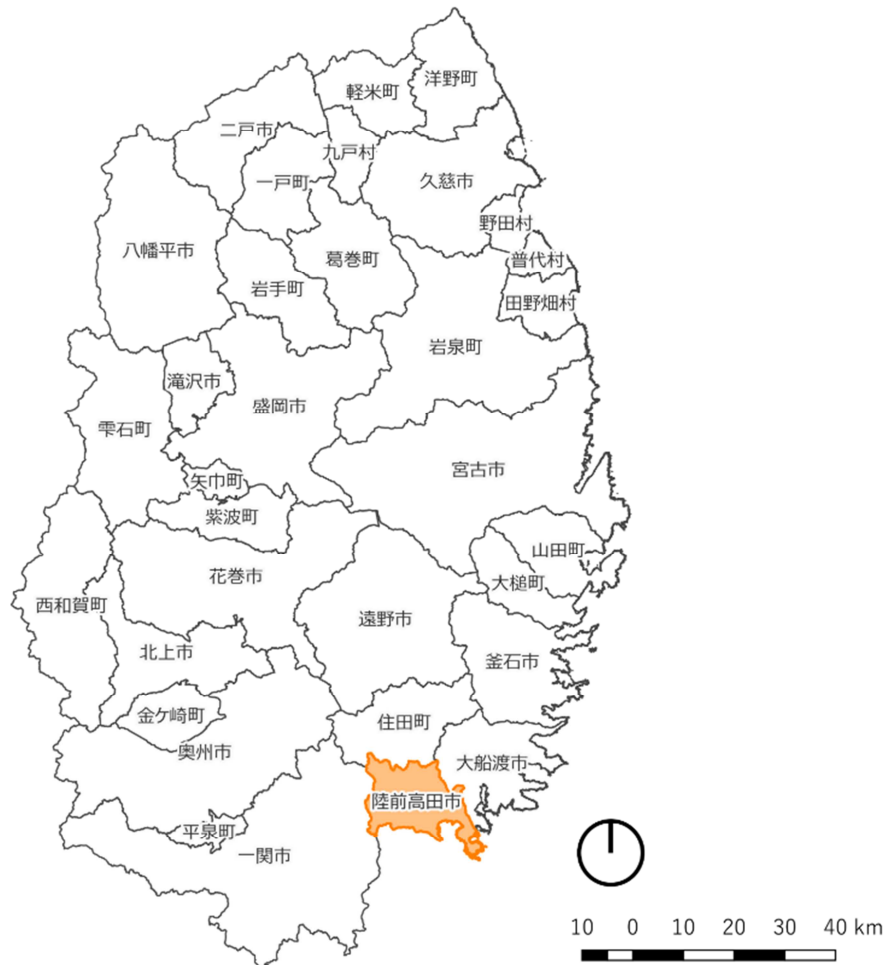
東日本大震災からの復興により変化する移動ニーズへの対応、人口減少や自家用車への依存による需要の低下、交通事業者の運転手不足による公共交通の維持の難しさなど、地域公共交通の置かれている環境は、一層厳しくなっています。一方で、地域公共交通を確保・維持することは、市民が陸前高田市に安心して住み続けられるだけでなく、地域まちづくり、観光振興、福祉、教育などの地域社会全体の価値を高める効果が期待されており、地域戦略の一環として取り組んでいくことが重要となっています。

このような背景を踏まえ、令和2年11月に活性化再生法の改正法が施行され、現計画の後継計画となる「地域公共交通計画」が策定できるようになりました。さらに、新型コロナウイルス感染症を契機とした地域公共交通をとりまく環境の厳しい悪化を踏まえて、令和5年10月にも同法の改正法が施行され、地域の関係者との一層の連携と協働の促進に対応するため、「陸前高田市地域公共交通計画」を策定するものです。

本計画は、本市の地域公共交通を取り巻く実態を踏まえ、今後の持続可能な地域公共交通運営の実現に向けた基本方針と施策体系を示すことを目的として、様々な地域課題を解決するまちづくり戦略の一環として作成するものです。

1.2. 計画の区域

本計画の区域は、陸前高田市全域とします。



▲ 地域公共交通計画の対象範囲

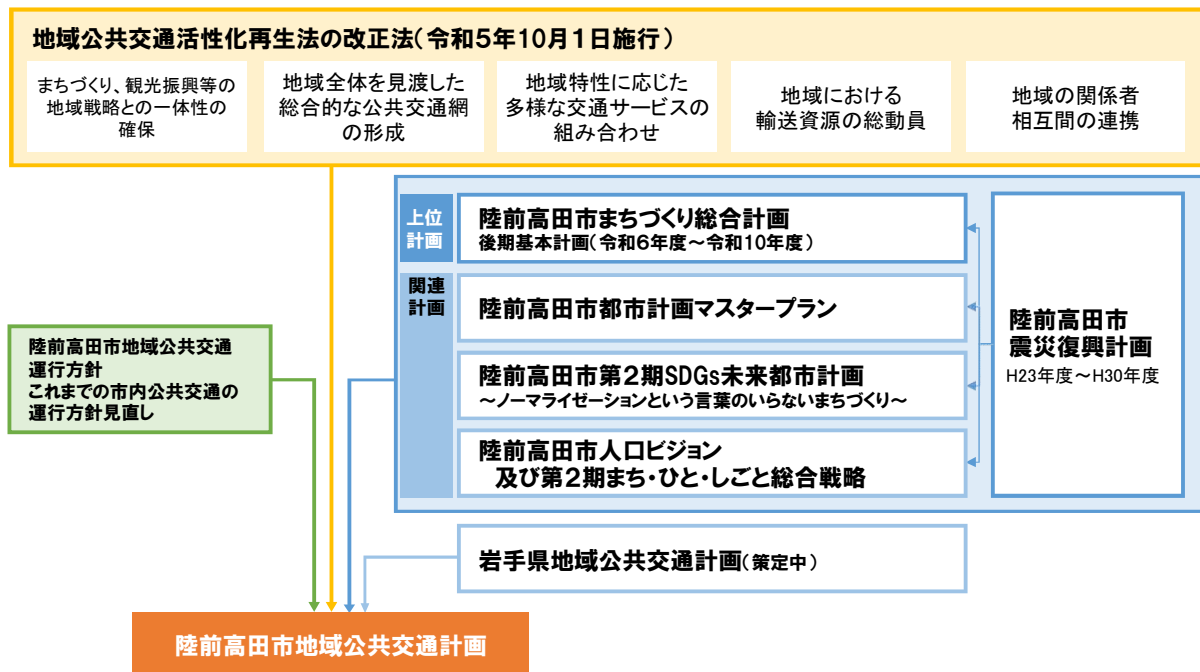
1.3. 計画の位置づけ

(1) 法律に基づく計画

本計画は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正法（令和5年10月1日施行）に基づき、陸前高田市地域公共交通会議^{〔用語〕}で協議の上、本市にとって望ましい地域公共交通の姿を明らかにするために策定するものです。

(2) まちづくりの一環としての計画

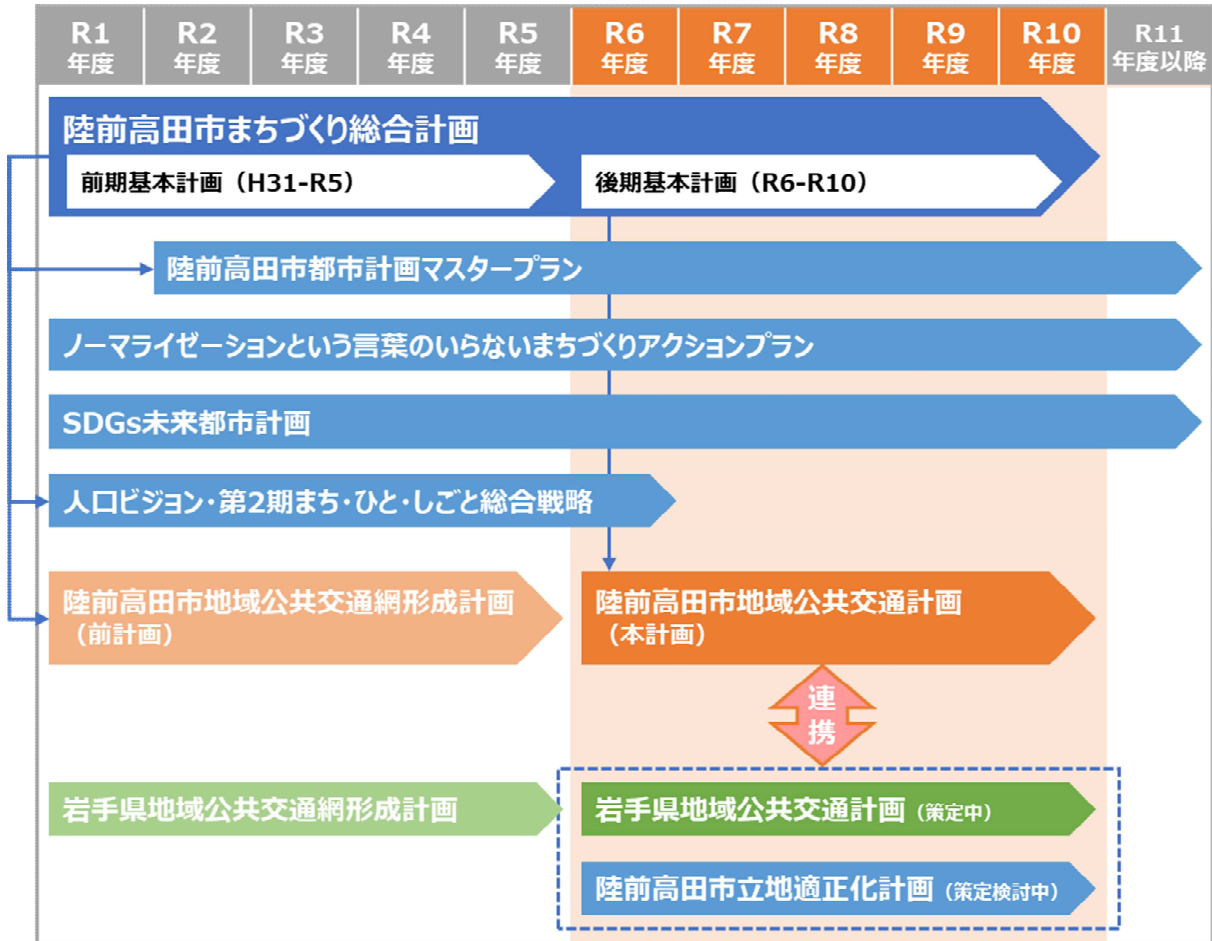
本計画は、「陸前高田市まちづくり総合計画」（平成31年3月策定）との整合を図り、総合的なまちづくりの一環として地域公共交通に関わる事項を位置づける計画です。その他、本市における関連計画（策定中のものも含む）と連携するとともに、岩手県で策定中の「岩手県地域公共交通計画」とも整合を測りつつ策定します。また、震災後これまで毎年見直しを行ってきた市内公共交通の運行方針を基にして計画内容を具体化しています。



▲ 法制度及び市の関連計画との関係

1.4. 計画の期間

本計画は、上位計画である「陸前高田市まちづくり総合計画」との整合を図り、後期基本計画の計画期間である令和6年度を初年度とする5カ年計画とします。



▲ 計画期間